

入札公告（説明書）

令和 8 年 2 月 26 日

東日本高速道路株式会社 新潟支社長 佐久間 仁

次のとおり条件付一般競争入札について公告します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した[入札者に対する指示書【電子入札】](#)、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』及び『[共通入札公告](#)（令和 7 年 4 月版）（以下「共通入札公告」という。）』に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、共通入札公告 2-2-1 に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

1. 調達手続の概要

1-1	契約件名（工事名）	北陸自動車道 岩木トンネル坑口のり面補強工事
1-2	工事概要	工事場所、数量及び工期等については、別添『特記仕様書』、『金抜設計書』又は『設計図面』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO 東日本 新潟支社長 佐久間 仁
1-4	契約担当部署	NEXCO 東日本 新潟支社 技術部 調達契約課 （住所）〒950-0917 新潟県新潟市中央区天神 1-1 （電話）025-241-5116 （電子メールアドレス） ki-r-niigata@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	電子入札
1-6	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）… 入札者に対する指示書【電子入札】 [30]を参照のこと
1-7	支払条件	前金払の有無： [工期が 60 日以上の場合 かつ 請負代金額が 500 万円以上の場合]「有」 [工期が 60 日未満の場合 又は 請負代金額が 500 万円未満の場合]「無」 部分払の有無：「有」
1-8	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-9	競争参加資格要件等	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-10	指名併用理由	本件競争入札においては非該当
1-11	設計業務成果品等の貸与	入札者に対する指示書【電子入札】 （[7]②）に示す閲覧資料の有無：「無」

1-12	材料価格等の資料の掲載	掲載の有無：本書 2-19 に示すとおり
1-13	見積活用方式の有無	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-14	その他	特記事項なし

2. 入札手続き日程

2-1	審査基準日	本書 2-3. に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期限日
2-2	契約図書配布期間	入札公告の日 から 令和 8 年 3 月 19 日まで
2-3	競争参加資格確認申請書の提出期限	<p>【提出期限】 入札公告の日 から 令和 8 年 3 月 19 日 16 時 00 分まで ※共通入札公告 2-3 に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】 [9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】 [9] [2] (6)に示すとおり提出書類を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2部提出すること。</p> <p>【提出書類】 (1) 競争参加資格確認申請書様式 1 (2) 競争参加資格確認申請書様式 2 (3) 担当者連絡先届</p>
2-4	競争参加資格確認結果通知日	令和 8 年 4 月 6 日を予定
2-5	競争参加資格がないと認めた理由の説明請求期限日	競争参加資格の確認結果を通知した日の翌日から 7 日（休日を含まない）以内
2-6	技術提案書の提出期限	本件競争入札においては非該当
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	本件競争入札においては非該当

2-8	改善技術提案書の提出期限	本件競争入札においては非該当
2-9	技術提案書の採否通知日	本件競争入札においては非該当
2-10	参考見積書の提出期限	<p>【提出期限】 令和8年3月19日 16時00分</p> <p>【提出方法】 参考見積書を Microsoft Excel 形式で、電子メール又は書留郵便等(書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書【電子入札】の冒頭「お知らせ」を参照のこと。普通郵便、持参による提出は受け付けない。)により提出すること。</p>
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	令和8年4月7日 から 令和8年4月13日 までを予定
2-12	訂正参考見積書提出期限	<p>【提出期限】 令和8年4月20日 16時00分</p> <p>【提出方法】 本書2-10に示す参考見積書の提出方法と同じ。</p>
2-13	入札書の提出期限	<p>【提出期限】 令和8年5月20日 16時00分 ※共通入札公告2-4に示す入札・開札・落札者の決定に関する事項を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>なお、入札時に提出する単価表は、Microsoft Excel により作成することとし、<u>参考見積書を提出した項目の摘要欄には「見積対象」と記載すること。(金抜設計書様式のとおり)</u></p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】 [12]から[17]に従い、電子入札システムにより提出すること。</p> <p>【提出書類】 (1) 入札書 (2) 単価表 (※Microsoft Excel により提出すること。) (3) 総合評定値通知書 (経審) の写し</p>
2-14	開札日時	令和8年5月21日 10時00分
2-15	開札執行場所	本書1-4.に示す契約担当部署

2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	<p>【受付期間】 入札公告の日 から 令和 8 年 4 月 24 日 16 時 00 分まで</p> <p>【受付場所】 本書 1-4. に示す契約担当部署</p> <p>【受付方法】 質問書面（別紙質問書様式）を電子メール又は書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、<u>入札者に対する指示書【電子入札】</u>の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により提出すること。 書留郵便等による提出で質問数が 5 問以上の場合は、質問書面のほか、質問書面を Microsoft Word 等により作成したファイルを記録した CD-R も提出すること。</p> <p>【質問内容の記載上の留意点】 質問書面中に記載する質問内容に、質問者の会社名やその会社を類推できるような情報を記載しないようにすること。</p>
2-17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として 5 日以内（休日を除く。）
2-18	資料の閲覧期間（設計業務成果品等の貸与）	本件競争入札においては非該当
2-19	資料の掲載（参考積算条件書）	<p>【掲載資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考積算条件書（その 1） 入札参加者が見積作成する際の参考資料として、材料価格掲載予定項目や間接工事費補正区分等を掲載する資料をいう。 ・参考積算条件書（その 2） 入札参加者が見積作成する際の参考資料として、当該工事の当初積算に使用する主要材料の材料価格等を掲載する資料をいう。 <p>【掲載場所】 弊社ホームページ上の本入札公告の掲載ページ（案件情報）の最下段「その他情報」に掲載。</p> <p>【掲載日】 参考積算条件書（その 2）については、令和 8 年 4 月 24 日を予定</p> <p>【その他注意事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）参考積算条件書は、入札参加者が見積作成する際の参考資料であり、契約書第 1 条に規定する設計図書ではない。従って、請負契約上の拘束力を生じるものではない。 （2）本資料に掲載の単価及び内容についての質問・問合せには一切応じられない。 （3）参考積算条件書（その 1）に掲載の材料価格掲載予定項目について変更する場合がある。

		<p>(4) 本資料の全部又は一部を閲覧者が複製、転載、電子媒体等へ入力し、また、それらを第三者に譲渡、販売、配布することを禁止する。</p> <p>(5) 本資料を基にした公表資料の二次的著作物の作成を禁止する。</p> <p>(6) 本資料に掲載の単価については、上記工事の当初積算に使用する主要な材料の設計単価等を掲載する。</p>
--	--	---

【ご案内】 NEXCO 東日本における調達契約手続きの電子化の概要について

NEXCO 東日本では、競争参加希望者・受注者の皆さまの負担軽減・業務効率化や、手続きの迅速化を目的として令和3年4月以降、調達契約手続きの電子化を一層推進しております。

詳細は、NEXCO 東日本の HP に掲載しておりますので、ご確認のうえ手続きをお願いします。

https://www.e-nexco.co.jp/assets/pdf/bids/auction_info/outline.pdf

※各文書について、電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照して下さい。また、受付期限内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ZIP ファイル形式による提出は受け付けておりません。

競争参加資格要件等一覧表

工事件名		北陸自動車道 岩木トンネル坑口のり面補強工事		
調達手続の概要	競争契約の方法	条件付一般競争入札方式		
	落札者の決定方法	総合評価落札方式	工事実績評価型(実績Ⅱ型(地域活用型))	
	評価値の算出方法	加算方式		
	見積活用方式の有無	有		
	入札ボンド	対象外		
	履行ボンド	対象		
	JV募集対象	対象外		
審査時期	事前審査			
競争参加要件	工事種別等	必要とする競争参加資格	①下記に示す工事種別に係る「令和7・8年度競争参加資格」を有する者であること。 ②弊社発注工事において、令和5・6年度の工事種別(土木補修工事)の工事成績評定点の各年度の平均点が2年連続で65点未満でないこと。	
		工事種別	土木補修工事	
		等級	—	
	施工実績	対象となる施工実績	平成22年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記の施工実績	
		同種工事	a) のり面工事 当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り企業の施工実績として認める。	
	本工事における競争参加資格未資格者	設計業務等の受注者	業務名) 保全点検業務等の実施に関する年度協定書(調査等業務)	受注者名) 株式会社ネクスコ・エンジニアリング新潟
			業務名) -	受注者名) -
		施工管理業務の受注者	業務名) 北陸自動車道 朝日～柿崎間改良土木施工管理業務	受注者名) 株式会社建設技術研究所
			業務名) -	受注者名) -
	カーボンニュートラルへの取り組み意思	当該工事の建設現場においてカーボンニュートラルへの取り組み意思があること。 取り組み意思がない場合は、不適とし競争参加資格が無いものとする。		
その他	-			
継続契約方式の対象		対象外	対象となる後発工事名(その1) 対象となる後発工事名(その2)	

契約履行要件等一覧表【配置予定技術者に契約後に求める要件】

<p>契約履行要件 (契約後に技術者を配置するための要件※調達手続き中の配置は不要)</p>	<p>配置予定技術者(現場代理人、主任技術者又は監理技術者)に求める項目</p>	<p>同種工事</p>	<p>①主任技術者又は監理技術者が、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る資格を有する者であること。 本工事に対応する建設業法の許可業種：土木工事業</p> <p>なお、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。</p> <p>②現場代理人、主任技術者又は監理技術者(当該工事に配置する特例監理技術者または監理技術者補佐の場合を含む)のうち、いずれかの者が、平成22年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記同種工事の施工経験を有すること。</p> <p>a) のり面工事</p> <p>ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合(出資比率)が20%以上である場合に限り施工経験として認める。なお、施工経験における従事役職は問わない。 また、施工経験を有する者が配置予定の現場代理人のみである場合は、その者は①に示す資格のいずれかを有している者でなければならない。</p>
<p>その他</p>	<p>その他</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

技術評価項目及び技術評価基準

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術資料に係る評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

工事实績評価型II型（地域活用型）			技術評価点（満点）	10点																																																																								
評価項目		評価基準																																																																										
施工の確実性	企業	同種工事の工事实績	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。 【同種工事を複数工事設定している場合】 工事实績評価の対象とする同種工事： のり面工事																																																																									
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> <th rowspan="2">評価点</th> <th rowspan="2">配点</th> <th rowspan="2">履行確認対象項目</th> </tr> <tr> <th colspan="4"> $\text{評価点} = \frac{\text{配点} \times (\text{同種工事实績の工事实績評定点} \times \text{係数}b - 70)}{20} \times \text{係数}a$ (係数の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする) </th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">係数 a の設定は下記のとおり</td> <td rowspan="4">0.000 ～ 4.000点</td> <td rowspan="4">4.000点</td> <td rowspan="4">-</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種工事实績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合</td> <td>同種工事实績の受渡しが令和4年3月31日以前かつ令和2年4月1日以降の場合</td> <td>同種工事实績の受渡しが令和2年3月31日以前かつ平成27年4月1日以降の場合</td> </tr> <tr> <td>1) 同種工事实績がNEXCO東日本、NEXCO中日本、NEXCO西日本、又は当該工事個所の地域内（新潟県）における公共発注機関の発注工事</td> <td>1.00</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>2) 同種工事实績が上記1)以外の公共発注機関の発注工事</td> <td>0.50</td> <td>0.25</td> <td>0.12</td> </tr> <tr> <td colspan="4">3) 上記1)、2)に該当しない</td> <td colspan="3">0.00</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">係数 b の設定は下記のとおり</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">1) NEXCO中日本以外の発注機関の上工事績評定点の場合</td> <td colspan="3">1.000</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">2) NEXCO中日本で令和6年4月1日以降の工事实績評定点の場合</td> <td colspan="3">0.954</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">3) NEXCO中日本で令和6年3月31日から平成30年7月1日の工事实績評定点の場合</td> <td colspan="3">0.936</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">4) NEXCO中日本で平成30年6月30日以前の工事实績評定点の場合</td> <td colspan="3">0.954</td> </tr> </tbody> </table>		評価基準				評価点	配点	履行確認対象項目	$\text{評価点} = \frac{\text{配点} \times (\text{同種工事实績の工事实績評定点} \times \text{係数}b - 70)}{20} \times \text{係数}a$ (係数の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)				係数 a の設定は下記のとおり				0.000 ～ 4.000点	4.000点	-		同種工事实績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種工事实績の受渡しが令和4年3月31日以前かつ令和2年4月1日以降の場合	同種工事实績の受渡しが令和2年3月31日以前かつ平成27年4月1日以降の場合	1) 同種工事实績がNEXCO東日本、NEXCO中日本、NEXCO西日本、又は当該工事個所の地域内（新潟県）における公共発注機関の発注工事	1.00	0.50	0.25	2) 同種工事实績が上記1)以外の公共発注機関の発注工事	0.50	0.25	0.12	3) 上記1)、2)に該当しない				0.00					係数 b の設定は下記のとおり							1) NEXCO中日本以外の発注機関の上工事績評定点の場合		1.000					2) NEXCO中日本で令和6年4月1日以降の工事实績評定点の場合		0.954					3) NEXCO中日本で令和6年3月31日から平成30年7月1日の工事实績評定点の場合		0.936					4) NEXCO中日本で平成30年6月30日以前の工事实績評定点の場合		0.954		
			評価基準				評価点	配点				履行確認対象項目																																																																
			$\text{評価点} = \frac{\text{配点} \times (\text{同種工事实績の工事实績評定点} \times \text{係数}b - 70)}{20} \times \text{係数}a$ (係数の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする)																																																																									
係数 a の設定は下記のとおり				0.000 ～ 4.000点	4.000点	-																																																																						
	同種工事实績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種工事实績の受渡しが令和4年3月31日以前かつ令和2年4月1日以降の場合	同種工事实績の受渡しが令和2年3月31日以前かつ平成27年4月1日以降の場合																																																																									
1) 同種工事实績がNEXCO東日本、NEXCO中日本、NEXCO西日本、又は当該工事個所の地域内（新潟県）における公共発注機関の発注工事	1.00	0.50	0.25																																																																									
2) 同種工事实績が上記1)以外の公共発注機関の発注工事	0.50	0.25	0.12																																																																									
3) 上記1)、2)に該当しない				0.00																																																																								
		係数 b の設定は下記のとおり																																																																										
		1) NEXCO中日本以外の発注機関の上工事績評定点の場合		1.000																																																																								
		2) NEXCO中日本で令和6年4月1日以降の工事实績評定点の場合		0.954																																																																								
		3) NEXCO中日本で令和6年3月31日から平成30年7月1日の工事实績評定点の場合		0.936																																																																								
		4) NEXCO中日本で平成30年6月30日以前の工事实績評定点の場合		0.954																																																																								
		◇留意事項 ①（同種工事实績の工事の成績評定点×係数b）が90点以上の場合、（同種工事实績の工事の成績評定点×係数b）を90点とする。 ② 平成27年3月31日以前に受渡された工事、成績評定点が70点に満たない場合又は工事实績評定の無い場合、評価点は0点とする。 ③ 公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国政府機関をいう。 ④ 経常共同企業体の場合は、当該経常共同企業体としての同種工事实績（工事实績評定）である場合についてのみ評価する。																																																																										
施工の確実性	企業	品質管理・環境・労働安全衛生マネジメントシステムの取得状況	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																																																																									
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th rowspan="2">評価点</th> <th rowspan="2">配点</th> <th rowspan="2">履行確認対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 品質管理マネジメントシステム (ISO9001)</td> <td>① 左記の1)から3)のマネジメントのうち2つ以上を取得している</td> <td>1.00点</td> <td rowspan="3">1点</td> <td rowspan="3">-</td> </tr> <tr> <td>2) 環境マネジメントシステム (ISO14001)</td> <td>② 左記の1)から3)のマネジメントのうち1つを取得している</td> <td>0.50点</td> </tr> <tr> <td>3) 労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS/ISO45001) の取得状況</td> <td>③ 左記の1)から3)のマネジメントを取得していない</td> <td>0.00点</td> </tr> </tbody> </table>		評価基準		評価点	配点	履行確認対象項目	1) 品質管理マネジメントシステム (ISO9001)	① 左記の1)から3)のマネジメントのうち2つ以上を取得している	1.00点	1点	-	2) 環境マネジメントシステム (ISO14001)	② 左記の1)から3)のマネジメントのうち1つを取得している	0.50点	3) 労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS/ISO45001) の取得状況	③ 左記の1)から3)のマネジメントを取得していない	0.00点																																																								
			評価基準		評価点	配点				履行確認対象項目																																																																		
			1) 品質管理マネジメントシステム (ISO9001)	① 左記の1)から3)のマネジメントのうち2つ以上を取得している			1.00点	1点	-																																																																			
2) 環境マネジメントシステム (ISO14001)	② 左記の1)から3)のマネジメントのうち1つを取得している	0.50点																																																																										
3) 労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS/ISO45001) の取得状況	③ 左記の1)から3)のマネジメントを取得していない	0.00点																																																																										
◇留意事項																																																																												
①取得しているマネジメントシステムが規定している事業活動内容が当該工事の施工に対して有効である場合に評価を行う。 ②取得しているマネジメントシステムに認証されたことを証する書類の写しの提出ない場合は、評価しない。 ③上表3)においてCOHSMSとISO45001を両方取得している場合、取得数は1つとする。																																																																												
施工の円滑性	地域精通度	災害時の協力実績（緊急災害復旧工事の施工実績）	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																																																																									
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th rowspan="2">評価点</th> <th rowspan="2">配点</th> <th rowspan="2">履行確認対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">①NEXCO東日本または当該工事個所の地域内（新潟県）における公共発注機関への災害協力実績が過去4年度以内の場合</td> <td>1.00点</td> <td rowspan="5">1点</td> <td rowspan="5">-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②NEXCO東日本または当該工事個所の地域内（新潟県）における公共発注機関への災害協力実績が過去5年度から過去6年度の場合</td> <td>0.50点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">③NEXCO東日本または当該工事個所の地域内（新潟県）における公共発注機関への災害協力実績が過去7年度から過去11年度の場合</td> <td>0.25点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">④ 上記①、②、③に該当しない又は災害協力実績がない場合</td> <td>0.00点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑤【新潟支社が公告する案件のみ対象】『東日本高速道路㈱新潟支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定』の締結者である場合</td> <td>0.50点</td> </tr> </tbody> </table>		評価基準		評価点	配点	履行確認対象項目	①NEXCO東日本または当該工事個所の地域内（新潟県）における公共発注機関への災害協力実績が過去4年度以内の場合		1.00点	1点	-	②NEXCO東日本または当該工事個所の地域内（新潟県）における公共発注機関への災害協力実績が過去5年度から過去6年度の場合		0.50点	③NEXCO東日本または当該工事個所の地域内（新潟県）における公共発注機関への災害協力実績が過去7年度から過去11年度の場合		0.25点	④ 上記①、②、③に該当しない又は災害協力実績がない場合		0.00点	⑤【新潟支社が公告する案件のみ対象】『東日本高速道路㈱新潟支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定』の締結者である場合		0.50点																																																		
			評価基準		評価点	配点				履行確認対象項目																																																																		
			①NEXCO東日本または当該工事個所の地域内（新潟県）における公共発注機関への災害協力実績が過去4年度以内の場合				1.00点	1点	-																																																																			
			②NEXCO東日本または当該工事個所の地域内（新潟県）における公共発注機関への災害協力実績が過去5年度から過去6年度の場合		0.50点																																																																							
			③NEXCO東日本または当該工事個所の地域内（新潟県）における公共発注機関への災害協力実績が過去7年度から過去11年度の場合		0.25点																																																																							
④ 上記①、②、③に該当しない又は災害協力実績がない場合		0.00点																																																																										
⑤【新潟支社が公告する案件のみ対象】『東日本高速道路㈱新潟支社所管施設の災害時における災害応急復旧業務に関する協定』の締結者である場合		0.50点																																																																										
◇留意事項																																																																												
① 災害時の協力実績は1件のみ提出を認めること。複数の災害時の協力実績の提出があった場合、最も評価点の高い実績を評価対象とする ② 新潟支社との「災害応急復旧業務に関する協定」の締結者であって、かつ、災害時の協力実績の提出があった場合、いずれかのうち評価点の高い方を評価対象とする。 ③ NEXCO東日本からの「応急復旧」の依頼に対する「依頼文書、承諾の文書又は契約書」の写しの添付、または当該工事個所の地域内（新潟県）における公共発注機関での災害協力実績が確認できる書類（契約書等）の添付が無い場合は「0点」で評価する。なお、公共発注機関とは、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、建設業法施行規則第十八条で規定する国土交通省令で定める法人又は外国政府機関をいう。 ④ 既に受注した工事に、工事変更で追加された「応急復旧」の依頼である場合は「0点」で評価する。 ⑤ NEXCOグループ会社が依頼した災害協力実績については「0点」で評価する。 ⑥ 経常共同企業体の場合は、企業体又は構成員のいずれかの者に実績がある場合に評価する。																																																																												
企業の信頼性	地域精通度	緊急時の施工体制	提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。																																																																									
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th rowspan="2">評価点</th> <th rowspan="2">配点</th> <th rowspan="2">履行確認対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">①当該工事個所の地域内（新潟県）に本店がある</td> <td>2点</td> <td rowspan="3">2点</td> <td rowspan="3">-</td> </tr> <tr> <td colspan="2">②当該工事個所の地域内（新潟県）に支店又は営業所がある</td> <td>1点</td> </tr> <tr> <td colspan="2">③当該工事個所の地域内（新潟県）に拠点がない</td> <td>0点</td> </tr> </tbody> </table>		評価基準		評価点	配点	履行確認対象項目	①当該工事個所の地域内（新潟県）に本店がある		2点	2点	-	②当該工事個所の地域内（新潟県）に支店又は営業所がある		1点	③当該工事個所の地域内（新潟県）に拠点がない		0点																																																								
			評価基準		評価点	配点				履行確認対象項目																																																																		
			①当該工事個所の地域内（新潟県）に本店がある				2点	2点	-																																																																			
②当該工事個所の地域内（新潟県）に支店又は営業所がある		1点																																																																										
③当該工事個所の地域内（新潟県）に拠点がない		0点																																																																										
◇留意事項																																																																												
①本店、支店及び営業所のいずれか1つが拠点としてある場合に評価を行う。 ②所在地を確認できる書類の写しの提出がない場合、評価しない。																																																																												

		提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> <th>履行確認対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業（1段階目/2段階目/3段階目）・プラチナえるぼし認定企業） 2) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くろみん認定企業（平成29年3月31日までの基準/平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準/令和4年4月1日以降の基準）・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） 3) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）の取得状況</td> <td>① 左記の1)から3)の認定のうち1つ以上を取得している ② 左記の1)から3)の認定を取得していない</td> <td>1.00点 0.00点</td> <td>1点</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目	1) 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業（1段階目/2段階目/3段階目）・プラチナえるぼし認定企業） 2) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くろみん認定企業（平成29年3月31日までの基準/平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準/令和4年4月1日以降の基準）・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） 3) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）の取得状況	① 左記の1)から3)の認定のうち1つ以上を取得している ② 左記の1)から3)の認定を取得していない	1.00点 0.00点	1点	-	<p>◇留意事項 ① 同一認定を重複して取得している場合、認定数は1つとする。</p>
評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目									
1) 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業（1段階目/2段階目/3段階目）・プラチナえるぼし認定企業） 2) 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くろみん認定企業（平成29年3月31日までの基準/平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準/令和4年4月1日以降の基準）・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業） 3) 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）の取得状況	① 左記の1)から3)の認定のうち1つ以上を取得している ② 左記の1)から3)の認定を取得していない	1.00点 0.00点	1点	-								
		提出された技術資料を下表の評価基準に基づき評価する。										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価基準</th> <th>評価点</th> <th>配点</th> <th>履行確認対象項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>次に示す当該工事の建設現場におけるカーボンニュートラルへの取り組みを評価する。 1) 現場事務所に太陽光発電設備※1を導入する 2) 元請社員が使用する連絡車に電動車※2を導入する 3) 現場※3で使用する電力として再生可能エネルギー電力※4を購入する 4) その他のカーボンニュートラルへの取り組みを実施する（緑化・花壇等の設置は含まない） ※1：太陽光発電設備とは、「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和3年経済産業省令第29号）」第1条に定める、太陽光を電気に変換するために施設する電気工作物のことをいう ※2：電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）をいう ※3：現場とは、施工箇所と現場事務所を合わせた「建設現場」のことをいう。受注者の本店・支店や上部工の工場は含まない。当該工事に限定した取り組みを評価する。 ※4：再生可能エネルギー電力とは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存在する熱及びバイオマスを再生可能エネルギー源として発電される電力をいう</td> <td>① 左記の1)～3)のうち、2つ以上を取り組む ② 左記の1)～3)のいずれか1つと左記の4)を取り組む ③ 左記の1)～3)のうち、1つを取り組む ④ 左記の4)を取り組む ⑤ 左記の1)から4)を取り組まない</td> <td>1.00点 0.75点 0.50点 0.25点 不適</td> <td>1点</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目	次に示す当該工事の建設現場におけるカーボンニュートラルへの取り組みを評価する。 1) 現場事務所に太陽光発電設備※1を導入する 2) 元請社員が使用する連絡車に電動車※2を導入する 3) 現場※3で使用する電力として再生可能エネルギー電力※4を購入する 4) その他のカーボンニュートラルへの取り組みを実施する（緑化・花壇等の設置は含まない） ※1：太陽光発電設備とは、「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和3年経済産業省令第29号）」第1条に定める、太陽光を電気に変換するために施設する電気工作物のことをいう ※2：電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）をいう ※3：現場とは、施工箇所と現場事務所を合わせた「建設現場」のことをいう。受注者の本店・支店や上部工の工場は含まない。当該工事に限定した取り組みを評価する。 ※4：再生可能エネルギー電力とは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存在する熱及びバイオマスを再生可能エネルギー源として発電される電力をいう	① 左記の1)～3)のうち、2つ以上を取り組む ② 左記の1)～3)のいずれか1つと左記の4)を取り組む ③ 左記の1)～3)のうち、1つを取り組む ④ 左記の4)を取り組む ⑤ 左記の1)から4)を取り組まない	1.00点 0.75点 0.50点 0.25点 不適	1点	○	<p>◇留意事項 ① 評価基準における1)～4)については、実施内容で評価するものとし、規模・数量・期間は問わない。 ② 取り組みは、当該工事において実施が確認できるものとし、安全や工事目的物の品質において、設計図書や適用する基準類を満たさない工法や材料等の使用は認めない。 ③ 共同企業体での申請の場合、いずれかの構成員が取り組みが良い。 ④ 評価基準における4)については、複数の取り組み内容が記載された場合であっても、1つの取り組みとして評価するものとする。 ⑤ 取り組み状況は、実施後若しくは実施中に確認を行うため、競争参加資格確認申請時点での説明資料の提出は不要とする。 ⑥ 競争参加資格確認申請書において取り組みとした項目においては、履行義務が生じるものとする。 ⑦ 評価基準における1)から4)についていずれも取り組みない場合は、不適とし競争参加資格が無いものとする。</p>
評価基準	評価点	配点	履行確認対象項目									
次に示す当該工事の建設現場におけるカーボンニュートラルへの取り組みを評価する。 1) 現場事務所に太陽光発電設備※1を導入する 2) 元請社員が使用する連絡車に電動車※2を導入する 3) 現場※3で使用する電力として再生可能エネルギー電力※4を購入する 4) その他のカーボンニュートラルへの取り組みを実施する（緑化・花壇等の設置は含まない） ※1：太陽光発電設備とは、「発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和3年経済産業省令第29号）」第1条に定める、太陽光を電気に変換するために施設する電気工作物のことをいう ※2：電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、ハイブリッド自動車（HV）をいう ※3：現場とは、施工箇所と現場事務所を合わせた「建設現場」のことをいう。受注者の本店・支店や上部工の工場は含まない。当該工事に限定した取り組みを評価する。 ※4：再生可能エネルギー電力とは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存在する熱及びバイオマスを再生可能エネルギー源として発電される電力をいう	① 左記の1)～3)のうち、2つ以上を取り組む ② 左記の1)～3)のいずれか1つと左記の4)を取り組む ③ 左記の1)～3)のうち、1つを取り組む ④ 左記の4)を取り組む ⑤ 左記の1)から4)を取り組まない	1.00点 0.75点 0.50点 0.25点 不適	1点	○								